

## 外壁全面打診等調査について

### 【外装材が湿式タイル・石貼り・モルタル等の場合】

起算日（検査済証交付年月日、外壁全面改修完了日、全面打診等調査完了日の属する年度の翌年度の開始日）から 10 年を超え、報告日までに全面打診等調査が必要となります。

つまり

### 〈令和6年度に報告する場合の例〉

以下に該当する場合、外壁全面打診等調査が必要となります。



●外壁全面打診調査 または 外壁全面改修工事の  
実施日が平成 26 年 3 月 31 日以前

●検査済証交付日 平成 26 年 3 月 31 日以前の建物

→ これらは外壁全面打診等調査を実施する必要あり

報告日：令和6年5月1日  
(令和6年度に報告)